

- 交付申請を行う前に市都市再生課に、対象要件に該当するかどうかを確認してください。
- 交付決定を受けてから解体工事の契約および工事を行ってください。
- 交付決定通知を受け取り、補助事業着手届を提出する前に、工事に着手した場合、補助金は交付しません。

老朽空き家等除却促進事業補助金申請フロー

